

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
行方市	麻生地区（太田集落）	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	325.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	320.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	128.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	121.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	70.5 ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

区画の小さい田は、農機具が利用困難であり担い手に借りてもらえない場合が多い。谷津田など耕作条件不利地では、耕作が困難であり荒廃が進んでいる。今後、未耕作地となることが予想される経営体が多く、後継者の目途がついていないものが多い。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田は中心経営体が担うほか、後継者がいる場合はその方々に継続して中心経営体になってもらう。畑は集落内の担い手が耕作しているが、他地域の中心経営体にも担ってもらう。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地の貸付け等の意向 農地の所有者から貸し付け意向があった農地は借り受け希望の担い手に情報提供していく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用し、農地を貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の点検（侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。被害を受けるおそれのある農地への電気柵や防護網の設置助成に取り組む。</p>
<p>自然災害対策への取組方針 暴風雨等の被害防止のための対策として農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済やセーフティーネット等への加入推進をしていく。</p>

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。